

令和3年8月26日

各社会福祉施設等設置者様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
地域福祉課

「緊急事態措置」の実施に伴う新型コロナ感染拡大防止のための  
集中的な対策の強化について（依頼）

令和3年8月25日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本県を対象区域に含む緊急事態宣言が発出されました。

本県では、感染の爆発や医療提供体制が危機的な事態に陥ることを回避し、重症者・死亡者の発生を最小限に抑えるため、8月27日より、別紙のとおり「緊急事態措置」の実施に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策の強化に取り組むこととしました。

については、貴施設等の職員及び家族に対して、「緊急事態措置」の実施に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策に基づき、感染防止対策等を周知・徹底するようお願いいたします。

また、現在は家庭内感染が増えており、デルタ株の影響で、家庭内に持ち込まれると家族全員が感染するケースが増えていることから、特に8月29日（日）までにおいては、次の事項を徹底してください。

◆場面を問わず取り組むこと

- ・食事は同居の家族以外とはしないでください。
- ・体調に異変があるときは家族全員で検査を受けてください。

◆生活で取り組むこと

- ・外出半減のために、外出前に必要性を確認してください。
- ・買い物は3日に一度、まとめ買いをしてください。
- ・店に入るのは一人だけにしてください。（家族は車やおうちで留守番を）

◆職場で取り組むこと

- ・出張せずにウェブ会議にしてください。
- ・出勤せずにテレワークをしてください。
- ・ランチは一人で食べてください。

- 集中対策期間 令和3年8月27日（金）から9月12日（日）まで  
（現在取り組んでいる「早期集中対策」は、令和3年8月26日まで）
- 対策エリア 県内全域
- 対策の内容 別紙1『「緊急事態措置」の実施に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策の強化について』及び別紙2『広島県におけるイベント開催条件について』

【社会福祉施設等に係る施設担当部署】

施設分野	施設分類（事業所等を含む。）	施設担当課及び担当グループ	連絡先
児童関係施設	子育て支援関係施設等	子供未来応援課 ネウボラ推進グループ	082-513-3175
	保育所・認定こども園等	安心保育推進課 保育グループ	082-513-3174
	児童養護施設等関係施設等	こども家庭課 児童グループ	082-513-3167
	母子・父子及び婦人関係施設等	こども家庭課 家庭グループ	082-513-3173
障害児者関係施設	障害者（児）関係施設等	障害者支援課 指導検査グループ	082-513-3158
	福祉ホーム等	障害者支援課 地域生活・発達障害グループ	082-513-3157
	点字図書館	障害者支援課 計画・県立施設グループ	082-513-3161
高齢者関係施設	老人福祉施設等	地域福祉課 老人福祉施設グループ	082-513-3199
	介護保険施設等	地域福祉課 介護保険事業者指導グループ	082-513-3208
その他施設	地域福祉センター等	地域福祉課 地域福祉グループ	082-513-3144
	保護施設等関係施設等	社会援護課 生活保護グループ	082-513-3148
	隣保館	わたしらしい生き方応援課 人権施策推進グループ	082-513-2734